

島田市住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金
申請の手引き

令和5年7月

島田市商工課

1 目的

市内建設・設備関連産業への支援を目的に、エネルギー価格高騰対策や省エネルギー推進に向けて、市内の事業者により、省エネ家電への取り替えや住宅の省エネ改修を行う市民に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助します。

2 実施期間

○申請期間

令和5年8月17日（木）～令和5年11月30日（木）

※上記の期間中であっても、交付決定額の総額が予算の上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

○購入・設置期間

令和6年2月29日（木）までに完了する設備更新・省エネ改修

3 補助の対象

1) 省エネ家電

品目	省エネルギー基準達成率	目標年度
エアコン	100%以上	2027年度
冷蔵庫（冷凍庫専用は除く）		2021年度
LED照明（電球のみは不可）		2020年度
給湯器（電器・ガス・石油）		2025年度

※市内業者から購入、設置する家電であること（中古、リース及びレンタルを除く）

○製品の基準

省エネ基準達成率 100%以上のもの（対象製品が要件に合っているか必ず確認ください）

※設備ごと省エネ基準達成率に係る目標年度が違いますのでご注意ください。

【参考：省エネラベリング制度】

小売事業者等から消費者に対してラベルを表示する等、省エネに関する情報を提供するように努めているため、実際の店舗でご確認ください。

『省エネルギーラベリング制度』



何が表示されているの？省エネルギーラベル

① 省エネ性マーク ② 省エネ基準達成率 ③ エネルギー消費効率

(例1) 省エネ基準達成率 106% 年間消費電力量 100 kWh/年
目標年度 2012年度

(例2) 省エネ基準達成率 65% 年間消費電力量 130 kWh/年
目標年度 2012年度

※例2は100%未満のため対象外

① 省エネ性マーク
トップランナー基準を達成した(省エネ基準達成率100%以上)製品にはグリーンマークを表示し、未達成(100%未満)の製品にはオレンジ色のマークを表示します。

② 省エネ基準達成率
その製品がトップランナー基準値を、どの程度達成しているかを%で示します。

③ エネルギー消費効率
製品ごとに定められた測定方法によって得られた数値で、製品によって表示語が異なります。
(APFのように効率で表すものや年間消費電力量のようにエネルギーの消費量で表すものがあります。)

④ 目標年度
トップランナー基準を達成すべき年度で、製品ごとに設定されています。

【省エネ型製品情報サイト】

型番により、目標年度に対する省エネ基準達成率が確認できるサイトです。
対象製品を調べる参考にしてください。

QRコード

<https://seihinjyoho.go.jp/>

(サイトのURL)



2) 省エネ改修

改修の内容
外壁、屋根、天井、床などの断熱改修（外壁塗装は除く）
屋根、屋上の日射遮へい改修
開口部（サッシ、ガラス、ブラインド、ドア）の断熱改修
庇（ひさし）の拡張、オーニング（日よけ）の設置
通気性・通風性を確保する換気機能の設置
その他、省エネ効果が見込まれる改修

- ・市内業者が当該工事を請け負い、かつ、施工するものであること

○省エネ改修の例

【外壁、屋根、天井、床などの断熱改修】

- ・外張り断熱の施工、断熱材の充填、屋根断熱施工、天井断熱、床断熱等の改修
※外壁への塗装（断熱・遮熱）は対象外。

【屋根、屋上の日射遮へい改修】

- ・屋根、屋上への塗装（遮熱塗装）

【開口部（サッシ、ガラス、ブラインド、ドア）の断熱改修】

- ・2重サッシ化、樹脂サッシへの交換
- ・複層ガラスへの交換
- ・ブラインド等の設置
- ・断熱ドアへの交換

【庇（ひさし）の拡張、オーニング（日よけ）の設置】

- ・庇の拡張、庇の新設
- ・オーニングの設置

※省エネ改修においては、交付申請時に具体的な省エネ効果が記載できる改修内容
とします。（他の補助制度要件や施工業者との打合せ内容を参考に記載すること）

3) 共通

- ・交付決定通知書を受けた以降に買い替える（設置する）家電又は施工する住宅
改修であること（※交付決定通知を受ける前に実施したものは補助の対象になり
ませんのでご注意ください）

4 補助対象者

自らが居住する市内の住宅の設備の更新又は住宅の改修を行う者

※自己の所有に属しない場合は、当該住宅の所有者から実施について承諾を得ていること

5 補助対象経費

項目	対象	対象外
省エネ家電への更新	・ 本体費用 ・ 据付（更新）に要する費用 ・ 運搬料	リサイクル処理に要する費用（家電リサイクル料金）
住宅の省エネ改修	・ 改修に要する費用（設計、施工、運搬） ・ 当該改修に関する廃棄、処分費	住宅を一体的に改修した場合での省エネ改修に該当しない部分に要した費用等

6 補助金の額

補助金の額は「6 対象経費」に5分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円から20万円までを交付します。

補助金の交付は、1世帯あたり1回限りとする。

※対象経費は、複数の家電を更新した場合や家電の更新と住宅の改修を行った場合は、その金額を合計する。

★補助額の計算の例

【例1】

エアコン1台（150,000円）を更新した場合（エアコン取付費用込み）
 $150,000 \text{円} \times 1/5 = 30,000 \text{円} \Rightarrow$ 補助額 30,000円

【例2】

エアコン1台（70,000円）を更新した場合
 $70,000 \text{円} \times 1/5 = 14,000 \text{円} \Rightarrow$ 補助額 0円（2万円未満のため対象外）

【例3】

エアコン2台（150,000円、70,000円）を更新した場合
 $(150,000 \text{円} + 70,000 \text{円}) \times 1/5 = 44,000 \text{円} \Rightarrow$ 補助額 44,000円

【例4】

LED照明2基(40,000円)を更新、1階リビングの窓ガラスをシングルガラスから複層ガラスへリフォーム(200,000円)をした場合

$(40,000円 + 200,000円) \times 1/5 = 48,000円 \Rightarrow$ 補助額 48,000円

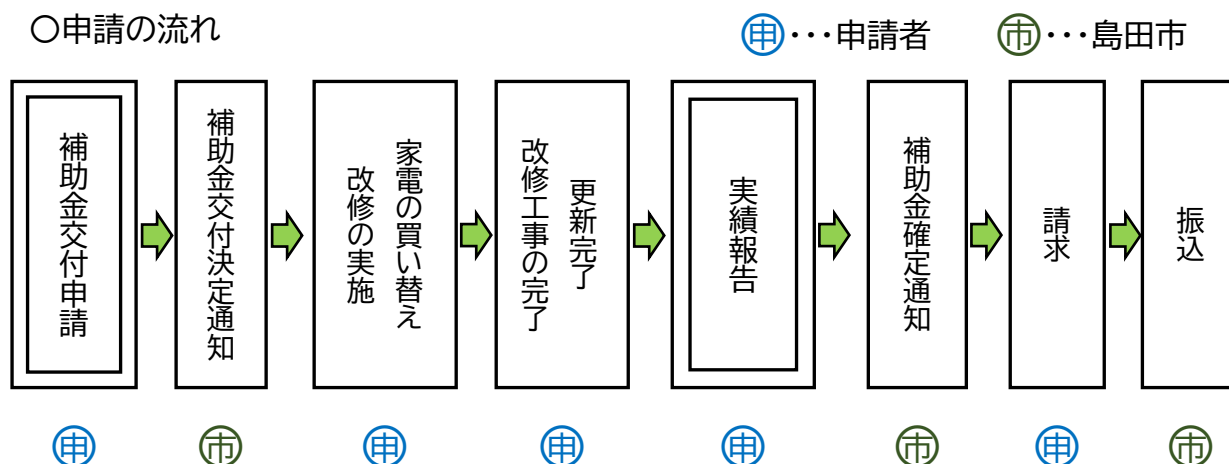
【例5】

給湯器(エコキュート)1基(500,000円)の更新、外壁の外張り断熱リフォーム(1,000,000円)をした場合

$(500,000円 + 1,000,000円) \times 1/5 = 300,000円 \Rightarrow$ 補助額 200,000円
(補助額の上限額)

7 申請について

○申請の流れ



○必要書類

【交付申請】

チェック欄	書類の名称	説明
<input type="checkbox"/>	住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金交付申請書	申請書 以下の書類とともに提出ください。
<input type="checkbox"/>	事業計画書	何を更新し(家電)、どこを改修するのか(リフォーム)を記入します
<input type="checkbox"/>	収支予算書	収入と支出の内訳(予定)を記入します。 収入…何でお金を賄うか 例：自己資金、補助金 等 支出…何にいくらかかるのか
<input type="checkbox"/>	見積書等の写し	申請金額の根拠になる為、実際に購入・施工を実施する店舗での見積書
<input type="checkbox"/>	写真	・更新予定箇所、現在の設備 ・改修予定箇所、現在の状況
<input type="checkbox"/>	承諾書	住宅(設備)が自己所有でない場合

◆指定様式(補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、承諾書)は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所商工課、各支所に用意してあります。

◆指定様式以外の書類は任意でご用意ください。(見積書⇒コピーをする。写真⇒直接用紙に印刷する、または、印刷した写真を用紙に貼る。)

【実績報告】

チェック欄	書類の名称	説明
<input type="checkbox"/>	住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金実績報告書	実績（買い替え、改修の結果）報告 以下の書類とともに提出ください
<input type="checkbox"/>	事業実績書	何を更新し（家電）、どこを改修したのか（リフォーム）を記入します。
<input type="checkbox"/>	収支決算書	収入と支出の内訳（結果）を記入します。 収入…何でお金を賄ったか 例：自己資金、補助金 等 支出…何にいくらかかったのか
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し	交付確定金額（ご請求いただける額）の根拠になる為、実際に購入・施工を実施した店での領収書
<input type="checkbox"/>	写真	・更新した箇所及び設備 ・改修した箇所の全体及び詳細
<input type="checkbox"/>	請求書 ※本表中、以上の書類と同時に提出することも可能です。	請求金額、振込を希望する口座情報などを記入します。

- ◆更新・改修を完了した後、30日以内に提出ください。令和6年2月29日（木）が最終の提出期限となります。いずれの期限を過ぎた場合、交付決定を取り消すことがありますので、必ず期限内に提出ください。
- ◆全ての書類を提出いただいた後、必要に応じて市職員が現地確認する場合がありますのでご了承ください。
- ◆施工内容によっては、上記に記載のない書類を提出いただく場合があります。
- ◆補助金の交付を速やかにするため、実績報告書の提出時に請求書も合わせて受け付けます。なお、請求書の記載に当たっては、「住所、氏名、振込先口座に関する情報」に限定し、日付、文書番号は空欄にて提出ください。

【請求書】

- ◆補助金交付確定通知書が交付された方は、10日以内に請求書を提出ください。（実績報告書提出時に合わせて請求書を提出した方は必要ありません）
入金までは、請求書受領後概ね2週間程度かかります。なお、実績報告書提出時に請求書をお預かりした場合、交付確定と同時に振込手続きを開始します。

【変更申請書】

チェック欄	書類の名称	説明
<input type="checkbox"/>	住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金交付変更承認申請書	次の場合に提出します。 ※ただし事業（買い替え・改修）着手前に限ります ●事業の内容を変更する場合 ●補助対象経費の総額が 20%以上増減する場合
<input type="checkbox"/>	変更内容が分かる資料	費用の変更であれば、変更前後の見積書、契約書など

◆申請内容に変更がある場合は必ず事前に御相談ください。相談の後、上記書類の提出が必要となります。この手続きを経ないで補助金交付申請書の内容と異なる実績報告を行った場合、補助金を交付できないことがあります。

8 問い合わせ先

島田市商工課商工政策係（市役所本庁舎2階）

電話：0547-36-7146

FAX：0547-37-8200

Mail：syoukou@city.shimada.lg.jp